［第四節の六～第四節の三十二　略］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

第四節の三十四　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システムの携帯局の無線設備（第四十九条の三十七）

［第五節～第九節　略］

第五章　［略］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　略］	［略］	［略］
七　次に掲げる送信設備 ㈠～㈥　略 ㈨　八〇〇MHz帯広帯域小電力無線システム（八四六・五MHz以上八五四・五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された携帯局と特定小電力無線局との間で無線通信を行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	二〇	八〇
［八～二十　略］		
二十一　第四十九条の七において無線設備の条件が定められている八〇〇MHz帯三次元測位システム（八五五MHzを超え八六〇MHz以下の周波数の電波を使用する携帯基地局が無線測位業務を併せて行うシステムをいう。以下同じ。）の無線局の送信設備	八七	四七
二十二　その他の送信設備	二〇	五〇

［2～5　略］

［第四節の六～第四節の三十二　同上］

第四節の三十三　鉄道用及び軌道用の無線局の無線設備（第四十九条の三十五・第四十九条の三十六）

［第五節～第九節　同上］

第五章　［同上］

附則

（空中線電力の許容偏差）

第十四条　［同上］

送信設備	許容偏差 上限（パーセント）	許容偏差 下限（パーセント）
［一～六　同上］	［同上］	［同上］
七　［同上］ ㈠～㈥　同上 ［新設］	［同上］	［同上］
［八～二十　同上］		
二十一　その他の送信設備	二〇	五〇

［2～5　同上］